

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（262））
2. 日時：平成29年8月4日 10時00分～12時05分
3. 場所：原子力規制庁 18階耐震会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全調査官、宮本管理官補佐、田尻安全審査官、津金安全審査官、  
大塚安全審査官、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員 発電管理室長代理 他7名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 副長（原子力耐震）

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

## 5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「9条 溢水による損傷の防止等」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 循環水ポンプ配管可撓継手部（クローザージョイント）のゴム部が、想定破損において一番厳しい評価となる理由を整理して提示すること。
- 使用済燃料プールのスロッシングによる溢水について、原子炉建屋6階の床ドレンから水が確実に流れて行くとする根拠を整理して提示すること。
- 定期検査中においてハッチが開放された状態が溢水評価に与える影響について整理して提示すること。
- 今後の詳細設計により変更の可能性があるとする記載について、具体的に何が変更される可能性があるか明確にして提示すること。
- 漏洩検知器を設置する数及びその妥当性を整理して提示すること。また、漏洩検知器を設置しない区画については、その理由を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況（溢水による損傷の防止等）（第9

条))

- ・ 東海第二発電所 内部溢水による損傷の防止等について